

# 御嵩町国土強靱化地域計画（令和8年度～12年度）【概要版】

## 御嵩町国土強靱化地域計画策定趣旨・位置づけ

### 【計画の策定趣旨】

平成25年12月に公布・施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）」では、第13条に「国土強靱化地域計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。」と規定されている。

本町においても、南海トラフ巨大地震等、いかなる災害が発生した場合でも、致命傷を避け、仮に被害を受けることがあっても、それを可能な限り最小化し、迅速に回復することができるよう、国土強靱化地域計画を策定する。

### 【位置づけ】

本計画は、本町における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定する。

なお、本町行政を総合的かつ計画的に推進していくための「御嵩町総合計画」を最上位としつつ、基本法の趣旨を踏まえ、御嵩町地域防災計画をはじめとする各種計画の強靱化に関する部分について整合を図る。

## 今回の改定について

### 【改定の趣旨】

令和3年3月に初めて御嵩町国土強靱化地域計画を策定・公表した。この令和8年3月に計画期間である5年が経過するため、国や岐阜県の見直し状況を踏まえて、御嵩町国土強靱化地域計画(令和8年度～令和12年度)を策定する。

### 【改定のポイント】

- ①第3期岐阜県強靱化計画（令和7～11年度）に基づく施策の見直し
  - ・横断的分野でデジタル等新技術活用が県計画で新設されたため町計画でも新設。
  - ・横断的分野での項目追加に伴い、個別施策として「情報収集や被災者支援等に向けた災害対応策等の高度化」を新設。
  - ・個別施策分野の新規個別施策として、行政機能に「切れ目のない被災者生活支援」を新設。
- ②各課室の施策・KPIの見直し
  - ・各課室が所管する個別施策及びそれらに紐づくKPIについて、令和12年度目標の設定、見直しを行います。
- ③その他所要の改正

### 【計画の期間】

新たな期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。

## 基本的な考え方

### 【基本目標】

御嵩町国土強靱化地域計画の基本目標は、国・県の計画と調和を図り、以下の4項目とする。

- ①町民の生命の保護が最大限図られること
- ②町の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興

### 【事前に備えるべき目標】

基本目標を達成するための6項目の「事前に備えるべき目標」を設定する。

- ①あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- ②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- ③必要不可欠な行政機能を確保する
- ④生活・経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤情報通信サービス、電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑥地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

## 脆弱性評価・推進方針

### 【脆弱性評価】

上記の「基本目標」を達成するため、本町の地域特性に照らし合わせて選定した23項目の起きてはならない最悪の事態に対応する、本町の取り組んでいる施策等について、その取組状況の把握や現状の課題等を分析・評価した。

### 【推進方針】

23項目の起きてはならない最悪の事態に対して、7つの個別施策分野及び3つの横断的分野ごとの脆弱性評価結果を踏まえ、必要な推進方針を取りまとめた。

### 【施策】

7つの個別施策分野において66の施策を、3つの横断的分野において8つの施策を設定し、推進していく。

# 御嵩町国土強靱化地域計画（令和8年度～12年度）【概要版】

## 起きてはならない最悪の事態とそれらを回避するために必要な取組

事前に備えるべき目標 (6項目)	起きてはならない最悪の事態 (23項目)
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1 巨大地震や大規模火災による甚大な人的被害の発生
	1-2 集中豪雨による大規模・長期にわたる浸水被害の発生
	1-3 大規模な土砂災害による甚大な被害の発生
	1-4 亜炭鉱廃坑跡の大規模陥没による人的被害の発生
	1-5 避難行動に必要な情報が適切に住民等に提供されないことや情報伝達の不備や悪質情報等による被害発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1 被災地での生命に関わる物資等の不足又は長期停止
	2-2 自衛隊や警察等の被災や道路の寸断による救助の遅れ
	2-3 医療関係者等の不足・被災等による医療機能の麻痺
	2-4 劣悪な避難生活環境による災害関連死の発生
	2-5 想定を超える大量の避難者や帰宅困難者の発生、混乱
	2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能を確保する	3-1 町職員の被災、受援体制の不備による行政機能の低下
4 生活・経済活動を機能不全に陥らせない	4-1 供給網の寸断等による経済活動への影響
	4-2 食料や物資の供給の途絶、分配体制の不備等に伴う、町民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-3 渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への影響
	4-4 農地・森林や生態系等の被害に伴う町内土地の荒廃・多面的機能の低下
5 情報通信サービス電力・燃料等ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1 ライフライン（電気、ガス、上下水道等）の長期間にわたる機能停止
	5-2 交通ネットワークの長期機能停止による物流への甚大な影響
6 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧復興の大幅な遅れ
	6-2 災害対応人材の不足による復旧・復興の大幅な遅れ
	6-3 公共施設の損壊・沈下等による復旧・復興の大幅な遅れ
	6-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-5 ため池等の損壊・機能不全による二次災害の発生

脆弱性評価

国土強靱化の推進方針

個別施策分野（主なもの） (分野の増減なし、個別施策を1つ新設)		
①行政機能	②都市・住宅	
・消防力の強化 ・切れ目のない被災者生活再建支援 等	・道路メンテナンス等の実施 ・民間建築物の耐震化 等	
重要業績指標（KPI） ・消防団員充足率 100% ⇒ 100%（維持） 等	重要業績指標（KPI） ・舗装補修率 55.2% ⇒ 90% 等	
③保健医療・福祉	④産業	
・避難所環境の充実 ・要配慮者利用施設の相互協力推進 等	・森林保全、治山、ため池の防災対策 ・本社機能の誘致・企業誘致	
重要業績指標（KPI） ・防災リーダー（町内在住・高校生含） の養成数 284人 ⇒ 374人 等	重要業績指標（KPI） ・ため池ハザードマップ作成率 100% ⇒ 見直しの実施 等	
⑤国土保全・農林水産・交通	⑥ライフライン・情報通信	
・亜炭鉱廃坑対策の推進 ・河川・水路施設等の整備 等	・水道施設の老朽化対策・耐震化対策	
重要業績指標（KPI） ・整備計画河川の整備率 49.6% ⇒ 73.6% 等	重要業績指標（KPI） ・主要な配水池、ポンプ場の耐震 診断実施箇所数 6箇所 ⇒ 12箇所	
⑦環境		
合併浄化槽への転換促進 等 重要業績指標（KPI） ・污水处理人口普及率 92.7% ⇒ 95.0% 等		
横断的分野（主なもの） (2⇒3項目、個別施策を1つ新設)		
①リスクコミュニケーション	②老朽化対策	③デジタル等 新技術の活用
・要配慮者利用施設の避難 確保計画策定推進 等	・計画的な施設管理 等	・情報収集や被災者支援 等に向けた災害対応策 等の高度化
重要業績指標（KPI） ・避難確保計画策定施設数 18施設 ⇒ 20施設 等	重要業績指標（KPI） ・計画に基づき解体した 公共施設（町営住宅） 棟数 0棟 ⇒ 5棟	重要業績指標（KPI） ・衛星通信ネット回線 訓練等の実施 0回/年 ⇒ 2回/年